

三総第 222 号の 2  
令和 4 年 12 月 7 日

部落解放同盟三田市支部連絡協議会  
議長 [REDACTED] 様  
部落解放三田市民共闘会議  
議長 [REDACTED] 様

三田市長 森 哲 男



「人権共生条例」具体化に向けた要望書について（回答）

寒冷の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、市政の推進に格別のご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和 4 年 9 月 29 日受付で提出のありましたみだしの件につきまして、下記のとおり回答いたします。なお、学校教育部にかかる質問につきましては、教育委員会から取り寄せた回答となります。

記

- 1 一昨年（2020年）6月に実施された人権の意識調査の結果について、三田市としてどのように捉え、課題について明らかにされたい。

2021年（令和3年）4月26日第7期人権のまちづくり推進委員会より意識調査（報告書）が提出されました。とくに報告書の次の点について、三田市としてどのように捉え、今後どのような取り組みを進めていくのかを明らかにされたい。

第7期人権のまちづくり推進委員会報告書より

まとめにかえて

③ 「部落差別」に関する「そっとしておけば部落差別がなくなる・逆」について、および、「外国籍の人の人権」に関する「近所に外国籍の人が多く住んでいると治安が心配である・逆」については、人権意識が後退したと解釈されます。

(4) 今後の課題

⑤ 2007年調査よりも2020年調査のほうが、後退の傾向が見られた「部落差別」や「外国籍の人の人権」について、後退の要因についてさらに検討が必要です。

(人権共生推進課回答)

令和 2 年に実施しました「人権と共生社会に関する市民意識調査」につきましては、前回（平成 19 年）に比べて、インターネットの普及や社会情勢の変化等により様々な課題が明らかになったと考えております。ご指摘の「部落差別」や「外国籍の人の人権」に関する調査結果について、部落差別における子どもの結婚に関する項目では、「反対する・認めない・わからない」の割合が、前回調査（平成 19 年）の 35% に対し、令和 2 年の調査では 38% となっており、部落差別に関する差別意識が未だに根強く残っているものと考えております。

また、今回から設定した外国籍の人の人権に関する項目では、外国人が多く住むと治安が心配（36.7%）、アパートを貸してもらえないのは仕方ない（16%）等、外国人に対する偏見や差別意識が結果に現れておりますので、第 7 期人権のまちづくり推進委員会の報告にもあるとおり、今後の更なる取り組みの必要性を認識しております。

その他にも、ジェンダー平等意識の広がり不足、性的指向・性別不合が受容されにくいといった人権課題や人権侵害に関する相談や解決につながる支援・救済体制の充実、相談窓口の周知等、取り組むべき課題があると認識しております。

こうした結果を踏まえ、今後も部落差別や外国籍の人の人権に関することはもとより、障害者、女性等、多様な人権課題に対する、教育・啓発の更なる推進と個別施策や相談体制の充実に取り組んでまいります。

## 2 これまでの三田市の人権施策を検証し、現状と課題について明らかにされたい。(人権共生推進課回答)

「三田市人権施策基本方針」に基づく人権尊重のまちを実現するため、様々な人権施策を実施するとともに、平成17年に三田市の附属機関である「人権のまちづくり推進委員会」を設置し、諸施策の推進及び検証を行ってまいりました。

相談者の視点に立った総合的な人権相談や救済、支援の充実を図るための「人権に関する総合相談窓口」設置や、戸籍等の不正取得を防止するための「事前登録型本人通知制度」を実施したほか、日本語に不慣れな外国人の方への市政情報の多言語化や日本語教育支援、さらには、多様な生き方や個性、価値観を認め合い、誰もが自分らしく生きやすい社会の実現をめざして、性的マイノリティの方を対象とした「パートナーシップ宣誓制度」の実施等、様々な人権課題の解決に向けた取り組みを進めてまいりました。

また、第6期人権のまちづくり推進委員会(平成29年10月～令和元年10月)の答申を受け、三田市の人権施策における現状と課題や国の人権三法の整備等に対応するため「三田市人権施策基本方針」の見直しを行い、分野別施策で新たな人権課題として取り組みを進めている「性的マイノリティの人権」や「犯罪被害者等の人権」を加えるとともに、現状の人権施策を取りまく実態に即した内容に改正したところです。

近年の人権課題は、ますます多様化しております。特に、情報化の進展に伴い、インターネット上での誹謗中傷、差別書き込み等、顔の見えない差別事件やヘイトスピーチと呼ばれる排他的街宣活動等、悪質な差別事件も横行しております。今後も、こうした複雑多様化する人権課題の解決に向け、取り組みを進めてまいります。

## 3 今年三田市内の中学校で発生した差別事件を受け、教職員の研修の内容の問題点、同和教育・事件教育の形骸化が明らかとなり、この事件を教訓に今後どのような研修を行い、同和教育・人権教育を推進するのか明らかにされたい。

また、人権施策推進にあたって主体者となる行政職員への研修をどのように行われるのか明らかにされたい。(学校教育課、人権共生推進課回答)

三田市内の中学校で発生した事案の背景として、教職員の同和问题に対する理解不足と差別解消に向けた当事者意識の欠如、教職員同士が日常的に意見を交換し学び合い高め合う機会の減少、小中学校が連携しながら筋道を立てた人権学習が十分ではなかった等の課題があると考えております。三田市教育委員会としては、これらの課題を解消するため、同様の事案は「どこの学校でも起こり得ること」と捉え、当事者意識を忘れることなく、二度と起こしてはならないという覚悟のもと、以下の研修に取り組んでおります。

### ①人権教育研修会(全教職員対象 動画視聴)

三田市教育委員会による事案に係る事実と問題性の整理を行い、今後の取り組みについて説明いたしました。人権教育に対する教職員一人一人の姿勢の見直しと、地域と連

携した推進を目指した大阪市立大空小学校初代校長 木村泰子さんの講演を実施いたしました。各校で、教職員の人権感覚を見直すとともに、今後の実践につなげていくための取り組みについて議論し、実践していくこととしています。

#### ②人権教育訪問研修（希望制）

各校の若手教職員を中心にした受講希望者及び学校長が推薦する教職員に対して、学校教育課指導主事が各校を訪問し、三田市において大切にしてきた同和教育実践からの学びを中心に、教職員としての人権教育への取組姿勢のあり方を問う研修を継続的に実施しております。

#### ③系統的な人権学習構築支援事業

各校における筋道を立てて理解・実践を進める人権学習を構築していくために、人権教育担当者研修会を実施するとともに、各校の取組状況を把握し、成果と課題の整理を行いながら系統的な人権学習の推進を図ってまいります。

また、行政職員への研修につきましては、職員一人一人が人権問題に関する正しい認識を持ち、問題の本質を理解し、人権感覚を高めることで、行政職員としての立場を認識し、人権のまちづくりの主体者として実践につなげていくことを目的に、全職員を対象に年2回、部落差別をはじめとする様々な人権課題をテーマに研修を実施しています。

今年度は、(略称)人権共生条例の施行にあわせ、1回目の研修において、条例の考え方や方向性等の理解を深めたところです。また、三田市人権を考える会の役員参加や人権講座の受講をはじめ、阪神地区人権・同和教育研究協議会や兵庫県人権教育研究協議会等の研究大会にも職員を派遣し、人権感覚を高める研修等を実施しております。

特に、管理職におきましては、現在コロナ禍で縮小しておりますが、区・自治会連合会や老人クラブ連合会等が実施する人権研修に学習協力者として派遣し、市民の先頭に立って人権のまちづくりを積極的に推進するリーダーとなるよう研修を進めているところです。今後も、人権・共生のまちづくりを推進する行政の責務として、職員一人一人が我が事として人権施策の主体者となるよう職員研修を進めていきたいと考えております。

#### 4 当事者の意見を聞き、差別の現実の上に立った人権施策が求められており、三田市として「人権共生条例」を具現化するために今後どのような取り組みをされるのか明らかにされたい。(人権共生推進課回答)

条例の具現化に向け、令和4年4月から福祉共生部を「共生社会部」に、併せて、同部の2室を「福祉共生室」「健康共生室」、人権推進課を「人権共生推進課」に組織変更を行い、共生社会の実現に向けた三田市の組織体制を明確化するとともに、この条例が目指す、全ての人々が自分らしく生きることができる共生社会の実現に向け、条例の考え方に沿って、教育・啓発(第7条)、誰一人取り残さない視点(第8条)、相談体制の充実(第9条)、誰にとっても暮らしやすい地域社会づくり(第10条)をもって施策を推進するなど、様々な取り組みを進めております。現在の主な取り組みとして、広報誌による教育啓発をはじめ、共生社会をテーマとした講演会や、多文化共生・交流を推進する「フレンドシップデイ・イン・サンダ」、「人権と共生社会を考える市民のつどい」等の啓発事業を中心に展開しているところです。今後、この条例をより具現化するため、多様な方々の参加による「三田市人権共生社会推進委員会(人権のまちづくり推進委員会を変更)」をスタートさせ、社会的諸課題をはじめ、令和2年度実施の「人権と共生社会についての意識調査」で明らかとなった課題や問題点等の検証を深めながら、その対応策

を検討するとともに、人権施策を総合的に推進するための考え方（方針）を整理してまいります。

**5 市民から信頼される相談体制の確立のために、どのような取り組みを進めていくのか明らかにされたい。（人権共生推進課回答）**

令和4年4月から、市民の方に親しみを持っていただき、気軽に相談していただけるよう「人権に関する総合相談窓口」を「暮らしの人権相談」に名称を変更するとともに、男女共同参画、多文化共生部門を人権部署に統合し相談機能を集約することで体制強化を図りました。さらには、人権共生推進課で実施している女性相談や法務局等の関係機関と連携しながら、問題解決に向けて相談者一人一人に寄り添い、安心して相談することができるよう相談体制の強化を図っております。今後も、相談員の更なるスキルアップや各種専門機関等との連携強化を図りながら、複雑・多様化する相談内容に応じて、適切な支援や救済につなげることができるよう相談機能充実に取り組んでまいります。

<問い合わせ>

経営管理部行政管理室総務課（TEL 079-559-5035）

※回答させていただいた内容に質問等がございましたらご連絡ください。

なお、本件は、担当する課が複数となっており、即答が出来ない場合もございますが、その際は、担当する課から別途ご連絡させていただき回答いたします。